

低温ナチュラルチーズに関するお知らせ

低温ナチュラルチーズの特許権と製造マニュアル

幌延町が平成21年3月に特許出願しました「低温ナチュラルチーズ」について、昨年12月町議会の常任委員会及び一般質問において町長は「事業化の予定がないことから、特許の審査請求は行わない（＝特許権を取得しない）」旨の答弁をしましたが、その後「審査請求料の納付繰延制度」により審査請求料の納付を1年間繰り延べすることが可能と分かりましたので、この制度を利用して、さらに1年間、特許権取得の可否について検討することにしました。

「低温ナチュラルチーズ」の事業化の計画がある場合には特許権取得の検討を行いますので、今年12月28日(金)までに事業計画等を作成して町へ申し出てください。

また、幌延地圏環境研究所から「低温ナチュラルチーズ製造マニュアル」をいただきましたので、特産品として研究したい、チーズ作りの勉強をしたいなど、希望される方（町民限定）に有償（1部210円）で頒布します。



○お申し出・問い合わせ先

総務課企画振興グループ 電話 5-1111（内線222）

低温ナチュラルチーズ利活用報告書

町民有志で設立された幌延チーズ工房設立研究会では、これまでの調査研究の結果、低温ナチュラルチーズを商品化する場合の方向性、チーズ工房を設立した場合の運営形態等についてまとめた「低温ナチュラルチーズ利活用報告書」を作成しました。研究会は、広く町民の皆さんに活用いただきたいと考えていますので、ご覧になりたい方は研究会へ連絡してください。

○連絡先 幌延チーズ工房設立研究会

会長 植村 敦（字上幌延） 電話 5-1272

下水道に異物を流さないよう お願いします。

下水道を利用の 皆さまへ

下水道は、地域の環境をよりよくするための町民共有の財産です。施設の運転や補修などの経費は皆さまが納めている下水道使用料で賄われています。正しく使用することで経費を節減でき、施設の寿命も延びていきます。

次の写真は、マンホールポンプ内で詰まっていた異物を取り除いて出たものです。



除去した異物1



除去した異物2



除去した異物3



除去した異物4



除去した異物5



灯油引抜作業

写真でご覧のような、異物が流れてくるたびに、ポンプが停止してしまいます。

修理や調整には時間を要するとともに、多額の経費もかかっております。

ポンプが停止すると、マンホールから汚水があふれ、接続している建物の排水口から逆流する恐れもあります。

また、天ぷら油などの廃食油を流す人が多く、家庭内の排水施設や下水道管が詰まる原因になりますので、絶対に流さないで下さい。

経済課 管理グループ 上下水道担当 電話5-1116（内線252・267）

※下水道管理センターの管理運営の一部には、電源立地地域対策交付金が利用されています。